

堺美術協会展開催事業補助金交付要綱

平成13年2月1日制定

平成24年4月1日改正

1 補助金の名称

補助金の名称は、堺美術協会展開催事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

2 補助金の目的

補助金は、堺市の美術の振興を図り、市民文化の向上に資するために組織された堺美術協会（以下「協会」という。）が行う美術展開催に要する経費の一部を市が補助することにより、本市の文化の創造と振興に寄与することを目的とする。

3 堺市補助金交付規則との関係

補助金の交付については、堺市補助金交付規則（平成12年堺市規則第97号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

4 補助事業等

(1) 補助対象者は、協会とする。

(2) 補助対象事業は、堺美術協会展開催事業とする。

(3) 補助対象経費は、次のとおりとする。

①堺美術協会展の開催に要する消耗品費、印刷製本費、役務費、旅費交通費、広告料、使用料及び賃借料、手数料とする。

②その他市長が適当と認める経費とする。

5 補助金の額

補助金の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定めるものとする。

6 補助金の交付の申請

(1) 協会は、堺美術協会展開催事業補助金交付申請書（規則様式第1号）を毎年事業実施までに市長に提出しなければならない。

(2) 交付申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。

① 事業計画書（規則様式第2号）

② 収支予算書（規則様式第3号）

③ 前年度決算書

④ その他市長が必要と認める書類

7 補助金の交付の条件

協会は、事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

(1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。

- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 規則の規定に従うこと。

8 交付申請の取下げ

協会は、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に交付の申請を取り下げることができる。

9 実績報告

- (1) 協会は、堺美術協会展開催事業補助金実績報告書（規則様式第6号）を補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。
- (2) 堺美術協会展開催事業補助金実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ① 事業実施報告書（規則様式第7号）
 - ② 収支決算書（規則様式第8号）
 - ③ その他市長が必要と認める書類

10 補助金の交付

- (1) 補助金は、規則第14条第1項の規定による補助金の額の確定後交付する。
- (2) 協会は、堺美術協会展開催事業補助金交付請求書（規則様式第10号）に堺美術協会展開催事業補助金確定通知書の写しを添えて、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して30日以内に、補助金の交付請求を市長に対して行わなければならない。

11 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。